

令和3年松前町告示第25号

松前町子育てサロン運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように公表する。

令和3年3月31日

松前町長 岡本 靖

松前町子育てサロン運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱

松前町子育てサロン運営補助金交付要綱（平成31年3月松前町告示第24号）の一部を改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1・2 省略</p> <p><u>（令和2年度分の補助金に係る要件の特例）</u></p> <p>3 <u>令和2年度分の補助金に係る第2条の規定の適用については、同条中「次のいずれにも」とあるのは、「第1号、第2号及び第4号から第6号までに」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1・2 省略</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

（適用期日）

- 2 改正後の松前町子育てサロン運営補助金交付要綱附則第3項の規定は、令和2年4月1日から適用する。